令和８年第８回玉名市農業委員会総会議事録

令和８年８月５日（水）午後２時　玉名市役所　４階　第２委員会室

１．本日の出席農業委員は、次のとおりである。

１番	下川　安	２番	髙田　優子	３番	村上　孝夫	５番	坂本　正敏
６番	小山　包昭	８番	本田　多美子	９番	上田　龍介	10番	西依　雅孝
11番	村上　孝	12番	植田　勝登	14番	宮永　義一	15番	上土井　幸治
16番	古田　知明	17番	池田　秀昭	18番	後藤　雄一	19番	坂門　聡一

２．本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

４番	梅田　政次郎	７番	東　英治	13番　髙本　昌揮

３．本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推１	水本　信之	推３	佐藤　浩光	推４	竹下　祐一	推５	小山　高廣
推６	縄田　伊知郎	推７	関　幸次郎	推９	平野　雅久	推10	德山　幸博
推11	柴尾　覚	推12	森尾　由成	推13	美﨑　毅	推14	島村　和久
推15	大家　保	推16	今上　隆	推17	坂口　春義	推18	中村　輝美
推19	丸山　和則						

４．本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推２	岡田　正治	推８	荒木　雄二

５．説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	西山　美和	次長	棚木　章文	係長	稲生　優一	主任	村上　寛子
主任	境　順一	主事	山口　遥大	会計年度任用職員	瀧石　修		

６．議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

議　題

第 36 号　農地法第３条の規定による許可申請について
第 37 号　農地転用許可後の事業計画変更承認申請について（4条許可後）
第 38 号　農地法第４条の規定による許可申請について
第 39 号　農地法第５条の規定による許可申請について
第 40 号　農用地利用集積等促進計画の意見決定について
第 41 号　農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定について

報　告

第 20 号　農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について(18条)
第 21 号　農地の形状変更届について
第 22 号　許可書返納届について

１．開　会

〇事務局長（西山美和君）　皆さんこんにちは。定刻を過ぎましたので始めます。

本日は、農業委員総数１９名のうち１６名の御出席で、梅田委員、東委員、髙本委員から欠席の届出があっております。

また、最適化推進委員は、総数１９名のうち１７名の御出席で、岡田委員、荒木委員から欠席の届出があっております。

玉名市農業委員会会議規則第７条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまより、令和８年第８回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

２．会長挨拶

〇事務局長（西山美和君）　まず、下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第５条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

〇会長（下川　安君）　それでは皆様こんにちは。本当にお暑い中というか、お忙しい中にお集まりいただきましてありがとうございます。

まずは、７月２８日に起きた熊本地震について、被害に遭われた方に対しまして本当にお見舞いを申し上げたいと思います。被害地域の一日も早い復旧と皆さんの安全、それから安心した生活が一日でも早く迎えられることを願っています。本当に今回の地震は、こういう猛暑の中、気温の中で、避難されている、片付けられている状況を報道でやっていますけど、本当に言葉として何と言っていいかなというのがあります。本当に大変だと思います。一日も早い復旧を願っていると本当に思っています。

それから、気象については皆さんもこういう猛暑ですのでわかっていらっしゃると思います。今、台風が来ていますので、少しそれで雨が降ればなあと思っています。農作業のほうは本当に暑い日が続いていますので、十分気を付けて作業をしていただきますようよろしくお願いしたいと思います。

それから米価について、先月の２１日だったかな、熊本市で熊本県地域営農法人協議会というのがありまして、その中で中央会の会長が挨拶をされまして、今年の米は２０，５３０円を最低ラインて言わしたかな、それを基に今検討しているというような挨拶がありました。取りあえずは２万円を超えるみたいかなということです。２万円でそれで生産者にとってありがたいのか、肥料とか燃料が上がっていますのでそのへんのところはどうなのかわかりませんけども、そういう話があったのでそれをお伝えしておきたいと思います。

それと８月２８日に農用地利用最適化推進大会というのがあるということでお知らせしていました。そのときに帰ってから懇親会か暑気払いとかしようかなと思っ

たが中止になりました。地震で県北の方は大丈夫でも県南を見ると本当に大変かなと思うので、なかなかこういう大会もされんとかなと思いますので、中止になりましたので取りあえず帰ってきて懇親会をやろうと思いましたけども、そのへんのところについては、私たちも中止にしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから最後は農地パトロールですけども、今、農地パトロールをしてくださいというようなお話、先月の総会のときありましたけれども、こういう暑い時期ですので、１０月か１１月が締め切りですので、ちょっと涼しくなってから皆さんも農地パトロールはしていただければなと思います。

そういうことをお話して審議に入りたいと思います。よろしくお願いします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

３．議事録署名委員指名

○議長（下川　安君）　それでは、早速議案に入りたいと思います。本日は、議第３６号から４１号まで５４件の議案の審議です。それから第２０号から第２２号まで１３件の報告があります。皆様方の慎重なる御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事録署名者は、委員番号１８番の後藤雄一委員と５番の坂本正敏委員にお願いいたします。

なお、委員各位並びに事務局におかれましては、個人情報等の発言には十分御注意をお願いいたします。また、発言の際は委員番号及び氏名を述べた上で発言をいただきますようよろしくお願いします。併せて、採決の際は、議決権のある農業委員のみの挙手をお願いいたします。

－－－－－－－－○－－－－－－－－

４．議　事

○議長（下川　安君）　それでは、はじめに議第３６号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は７件です。このうち受付番号７番は玉名市農業委員会会議規則第１２条、議事参与の制限規定に本田委員が該当いたしますために、受付番号６番まで先に採決をして、７番の審議前に本田委員の退室を求めます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（西山美和君）　議案１ページをお願いいたします。

議第３６号農地法第３条の規定による許可申請について。農地法第３条第１項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和８年８月５日提出、玉名市農業委員会会長、下川　安。

１番、岩崎の申請人で、岩崎の田９６２㎡を２番と交換するものです。

２番、岩崎の申請人で、岩崎の田１，０５６㎡を１番と交換するものです。

３番、大浜町の申請人で、大浜町の田２，５３２㎡外４筆、計１５，３４７㎡を子へ贈与するものです。

４番、福岡県太宰府市と中坂門田の申請人で、中坂門田の畑１００㎡外１筆、計１１５㎡を労力不足と相手方の要望ため贈与するものです。

５番、岱明町と荒尾市の申請人で、岱明町の田１，３８８㎡外１筆、計１，８９５㎡を労力不足と相手方の要望のため賃貸借権を結ぶものです。

６番、天水町の申請人で、天水町の畑６９９㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

以上６件、合計２０，０７４㎡につきまして、農地法第３条第２項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

また、７月３０日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川　安君）　はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号の１番から順に委員の説明をよろしくお願いします。連続して説明される場合は続けてよろしくお願いします。

それでは、１番と２番は同じ委員さんです。続けてよろしくお願いします。

○推１番（水本信之君）　推進委員１番、水本です。１番と２番の案件について御説明します。

隣接する４筆の田んぼの中で、２筆の田をお互いに交換し、田を集約するものです。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川　安君）　はい、ありがとうございました。

続きまして、３番をお願いいたします。

○５番（坂本正敏君）　農業委員５番、坂本です。３番の案件について御説明します。

親から子へ贈与するもので、譲受人は長年農業を営んでおり、現在、妻と子、３名で米、ハウスで農業経営をされています。

何の問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長（下川　安君）　はい、ありがとうございました。

続きまして、４番をお願いいたします。

○８番（本田多美子君）　８番農業委員、本田です。４番の案件について説明します。

譲渡人は福岡県在住で労力不足、譲受人は相手方の要望です。

現地調査した結果、何ら問題なく、また譲受人はトラクター等の大農機具も所有されており、許可相当と判断しました。

御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川　安君）　はい、ありがとうございました。

続きまして、５番をお願いいたします。

○１２番（植田勝登君）　農業委員１２番の植田です。５番の件について説明いたします。

申請地は岱明町の田で、ＪＲ駅より南へ約５００ｍくらい行った神社のそばの農地です。申請理由としては、労働力不足と相手方の要望ということで、期間は１０年間の賃貸借経営です。作物としては米・麦を栽培されるそうです。農機具としては田植機・トラクター・管理機・軽トラ等を所有されております。

実は、賃借人は一般法人です。法人は、平成２３年度に荒尾市に設立されて、従業員が２０名程度ですね。仕事内容としては、縫製とか設計の仕事をされております。この法人が農業分野へのきっかけは、空き家になっている民家を法人が購入され、リフォームされて、そこで農業の拠点としてこれから農業をやっていくというようなことです。

現地調査しましたけど、そこは今、遊休農地でＡ判断に該当するような土地ですけども、１０年契約で賃借経営をされますので、我々農業委員、推進委員としては、温かく見守って、農業委員会事務局と連絡取りながらやっていけばいいかと思います。別に何も問題はございませんので、審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（下川　安君）　はい、ありがとうございました。続きまして、６番をお願いいたします。

○推１７番（坂口春義君）　推進委員１７番、坂口です。６番の案件について説明します。

申請地は、天水町担い手センターより南西へ１００ｍぐらいのところです。

売買面積は６９９㎡で、譲渡人が労働不足、譲受人は相手側の要望、このあとはみかんを植えて作られるそうです。

７月３０日に現地調査しましたが問題はないと思います。審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川　安君）　はい、ありがとうございました。３条申請について、１番から６番まで委員の説明が終わりましたけども、皆さんから御意見、御質問がありまし

たらよろしくお願いいたします。

（なしの声）

○議長（下川　安君）　なければ採決に移らせていただきます。

議第３６号農地法第３条の規定による許可申請６件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員　挙手）

○議長（下川　安君）　はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、受付番号１番から６番につきましては、許可することに決定いたしました。

ここで議第３６号、受付番号７番の審議に入る前に、議事参与の制限規定により本田委員の退室を求めます。

―　８番　本田多美子君　退室　―

○議長（下川　安君）　本田委員が退室されましたので審議を行います。

それでは、事務局より７番の説明をよろしくお願いします。

○事務局長（西山美和君）　７番、熊本市北区と中坂門田の申請人で、中坂門田の田５５６㎡外２筆、計１，３９８㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

以上１件、合計１，３９８㎡につきましても６番までの案件と同様に許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

また、７月３０日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川　安君）　はい、それでは事務局の説明が終わりましたので、委員の説明をよろしくお願いします。

○推６番（縄田伊知郎君）　推進委員６番、縄田です。７番の件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望ということです。この申請地は、譲受人が隣接して田んぼを耕作しており、また、この譲り受けたとこはそこでまた田んぼとして作られるそうです。

現地調査の結果、何ら問題ないと判断いたします。以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（下川　安君）　はい、ありがとうございました。受付番号７番について委員の説明が終わりましたけど、皆さんから御意見、御質問がありましたらよろしくお願いいたします。

（なしの声）

○議長（下川　安君）　なければ採決に移ります。

議第３６号農地法第３条の規定による許可申請、７番について、原案どおり許可

することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員　挙手）

○議長（下川　安君）　はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第３６号７番については、許可することに決定いたしました。

ここで本田委員の入室を求めます。

―　８番　本田多美子君　入室　―

○議長（下川　安君）　本田委員が入室されましたので、引き続き審議を行います。

次に、議第３７号農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。件数は１件です。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局長（西山美和君）　議案３ページをお願いいたします。

議第３７号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第４条第１項の規定による農地転用許可後の下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。令和８年８月５日提出、玉名市農業委員会会長、下川　安。

１番、申請物件が小浜の田、現況畑９２９㎡のうち０．３㎡で、栽培作物をサカキから枝豆及びその他の野菜に変更するため事業計画を変更するものです。

以上１件、合計９２９㎡のうち０．３㎡を御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川　安君）　事務局の説明が終わりましたので、受付番号１番について、委員の説明をよろしくお願いいたします。

○３番（村上孝夫君）　農業委員３番、村上です。１番の案件について説明します。

申請地は小浜の飲食店近くにあります。転用面積は９２９㎡のうちの０．３０㎡です。営農型太陽光発電設備をしています。栽培作物をサカキから枝豆・コマツナ・ホウレンソウ・カブをローテーションで栽培する予定です。排水計画は、生活雑排水、汚水は発生しない、雨水は自然浸透です。万が一被害が生じた場合は責任をもって対応するとのことでした。

以上、現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川　安君）　はい、ありがとうございました。事業計画変更承認申請について委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問がありましたら、はい、坂本委員。

○５番（坂本正敏君）　農業委員５番、坂本です。これ０．３０㎡というとはこれくらいですね。これを２００㎡以内は届出だけでよかったところ、これは何で０．３㎡を届出しようとしているんですか。

○議長（下川　安君）　はい、事務局お願いします。

○会計年度任用職員（瀧石　修君）　事務局の瀧石です。ただいまの御質問についてお答えいたします。

この０．３㎡というのは、ソーラーパネルの支柱の部分だけの面積を合計したものです。全部で０．３㎡ということです。下は全部農地として使われるということになっておりますので、そこは転用には該当しないということで、あくまでも転用部分が支柱部分ということでその合計値となっております。

○５番（坂本正敏君）　転用が増えたということですかね。

○会計年度任用職員（瀧石　修君）　いいえ、面積は変わりません。作物が今回変わったというだけです。

○５番（坂本正敏君）　すみません、わかりました。勘違いしました。

○議長（下川　安君）　よろしいですか。

○５番（坂本正敏君）　作物の転換ですね。

○議長（下川　安君）　申請の時のさかきから作物を変えますということですね。よろしいですね。　ほかにありませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川　安君）　なければ採決に移らせていただきます。

議第３７号事業計画変更承認申請１件につきまして、原案どおり承認することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員　挙手）

○議長（下川　安君）　はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第３７号については、承認することに決定いたしました。

次に、議第３８号農地法第４条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は１件です。なお、この１件につきましては顛末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局長（西山美和君）　議案４ページをお願いいたします。

議第３８号農地法第４条の規定による農地の転用許可申請について。農地法第４条第１項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和８年８月５日提出、玉名市農業委員会会長、下川　安。

１番、申請物件が小浜の畑、現況宅地１３０㎡外５筆、計２４７．８６㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第２種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上１件、合計２４７．８６㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また、７月３０日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川　安君）　はい、事務局の説明が終わりましたので、この受付番号１番の顛末書を事務局より読み上げます。

○会計年度任用職員（瀧石　修君）　―　１番の案件について顛末書朗読　―

○議長（下川　安君）　はい、顛末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくお願いいたします。

○３番（村上孝夫君）　農業委員３番、村上です。１番の案件について説明します。

説明的には顛末書どおりなので、申請地は自治公民館から北に１００ｍほど行ったところにあります。工事は宅地拡張で工事は完了済みです。生活雑排水、汚水は発生しない、雨水は敷地内浸透です。造成にあたっては被害はないが、万が一発生した場合、責任をもって対応するとのことでした。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川　安君）　はい、ありがとうございました。４条申請について委員の説明が終わりましたけれども、皆さんから御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

○議長（下川　安君）　御意見、御質問がなければ採決に移らせていただきます。

議第３８号農地法第４条の規定による許可申請１件について、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員　挙手）

○議長（下川　安君）　はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第３８号については、承認することに決定いたしました。

続きまして、議第３９号農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は５件です。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局長（西山美和君）　議案５ページをお願いいたします。

議第３９号農地法第５条の規定による許可申請について。農地法第５条第１項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和８年８月５日提出、玉名市農業委員会会長、下川　安。

１番、申請物件が築地の畑２８２㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、上下水道管が埋設されている幅員４m以上ある道路の沿道で、おおむね５００m以内に２つの公共施設が存在する区域内にある農地で、第３種農地と判断しております。

２番、申請物件が寺田の畑８２９㎡で、転用目的はアパート建築です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第２種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

３番、申請物件が岱明町の畑２５６㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地で、第３種農地と判断しております。

４番、申請物件が岱明町の田３２１㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、おおむね１０ha以上の一団の農地の区域内に所在する農地で、第１種農地と判断しております。第１種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺地域において居住する者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落接続して設置されているものであり、例外的に許可は可能となっております。

５番、申請物件が天水町の畑６７７㎡外１筆、計１，７４３㎡で、転用目的は駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第２種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上５件、合計３，４３１㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また、７月３０日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川　安君）　はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号１番から委員の説明をお願いします。

それでは１番、お願いいたします。

○３番（村上孝夫君）　農業委員３番、村上です。１番の案件について説明します。

申請地は築地の神社すぐそばにあります。転用面積は２８２㎡、木造平屋建てを建てる予定です。給水計画としては上水道を利用します。生活雑排水等は公共下水道に接続します。雨水は集水桝をとおして西側道路側溝に排水します。南側農地に対しては３段ブロックで土留めをする。隣接農地へ被害に対しては可能な限り影響がないように配慮する。隣接地に損害が発生した場合には、申請人が対応するとのことでした。

現地調査した結果、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川　安君）　はい、ありがとうございました。

続きまして２番、お願いいたします。

○推６番（縄田伊知郎君）　推進委員６番、縄田です。２番の件について説明いたします。

申請地は、県道２０８号線寺田交差点から北に約１００ｍの場所に位置しています。申請面積は８２９㎡、２階建て計１０室のアパート建築です。申請地周辺は宅地化が進んでおり、近隣店舗へのアクセス等もよく、住みやすい環境にあり、この地域でのアパート不足を解消するため譲受人がアパート建築をするものです。排水計画、生活雑排水・汚水は浄化槽を設置し、東側側溝へ排水、雨水は市道側溝へ排水、被害防除計画として、造成にあたっては周辺農地に被害が発生しないよう配慮し、万一発生した場合には責任をもって迅速に対応するとのことです。

現地調査の結果、許可相当と判断いたします。以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（下川　安君）　はい、ありがとうございました。

続きまして、３番をお願いします。

○推１２番（森尾由成君）　推進委員１２番、森尾です。３番の案件について説明します。

使用貸人の娘さんが使用借人と夫婦でありまして、使用貸人が昨年自宅を解体され更地にして、今、熊本市水前寺のアパートに同居されております。今回申請してある畑というのは、使用貸人の自宅敷地の一部が畑として利用されておりましたので、この機会に畑を宅地に転用したいという申請です。上下水道もすぐ道路沿いに埋設してあり、給水は上下水道を使用するということです。周りに畑等は現在ありませんので、この許可申請は妥当なものじゃないかと思っております。よろしく御審議ください。

○議長（下川　安君）　はい、ありがとうございました。

続きまして、４番をお願いいたします。

○推１３番（美﨑　毅君）　推進委員１３番、美﨑です。４番の案件について説明します。

申請地は岱明町にあり、公立小学校より西へ２３０ｍほどの距離です。転用目的は個人住宅です。転用面積は３２１㎡、建築面積は１１６．１６㎡です。鉄骨平屋建てです。譲受人は市内に家族と同居し、子どもの誕生を機に住宅新築を考え探していたところ、この土地が譲受人の勤務地からも遠くなく、また小学校にも近いことからここに決めました。給排水計画、給水は市上下水道を利用、汚水・生活雑排水は公共下水道に接続、雨水は雨水排管により道路側溝へ放流、被害防除計画、造

成にあたっては、隣地、境界に金フェンス等を設置し、土砂流出に努めるなどして近隣への被害防除対策を講じます。

７月３０日、現地調査しましたが、何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いしました。

○議長（下川　安君）　はい、ありがとうございました。

続きまして５番をお願いいたします。

○１８番（後藤雄一君）　農業委員１８番、後藤です。５番の案件について説明いたします。

申請地はＪＡ玉名の支所から南へ１００ｍのところです。申請目的は駐車場です。申請者は、農地所有適格法人で天水町でみかん農家を営み、その一環として観光農園を営業しています。現在、観光用のバス駐車場が狭く、近隣で用地を探していましたところ、今現在の自分のところのすぐ横にあるこの場所があるということで、大型バスが駐車できるスペースを確保できるためにここに整備することにしましたということです。排水計画は、汚水は発生しない、雨水は自然浸透です。本申請は、第２種農地の転用でありますが、位置設定や事業計画が妥当であることなどから、許可することは適当であると思います。

現地調査を行ったところ、何ら問題はないと思います。審議のほどよろしくお願いします。以上です。

○議長（下川　安君）　はい、ありがとうございました。

５条の申請について委員の説明が終わりましたけども、皆さんから御意見、御質問がありましたらよろしくお願いいたします。

（なしの声）

○議長（下川　安君）　御意見、御質問がなければ採決に移らせていただきます。

議第３９号農地法第５の規定による許可申請５件について、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員　挙手）

○議長（下川　安君）　はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第３９号については、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第４０号農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを議題といたします。件数は３９件です。

それでは、事務局より説明を願います。

○事務局長（西山美和君）　議案７ページをお願いいたします。

議第４０号農用地利用集積等促進計画の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する

意見について、次のとおり決定する。令和８年８月５日提出、玉名市農業委員会会長、下川　安。

８ページから１２ページの各筆明細のとおり、玉名市長より意見を求められております。

今回は、所有権移転が９件、２０，７９０㎡、賃貸借権が２４件、６６，８３３㎡、使用貸借権が６件、３０，７２５㎡、合計３９件、１１８，３４８㎡の集積で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川　安君）　はい、事務局の説明が終わりました。皆さんから御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

（なしの声）

○議長（下川　安君）　御意見、御質問がなければ、採決に移らせていただきます。

議第４０号農用地利用集積等促進計画の意見決定３９件について、原案どおり決定することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員　挙手）

○議長（下川　安君）　はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第４０号については、原案どおり決定いたしました。

次に、議第４１号農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定についてを議題といたします。件数は１件です。

それでは、事務局より説明をよろしくお願いします。

○事務局長（西山美和君）　議案１３ページをお願いいたします。

議第４１号農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和８年８月５日提出、玉名市農業委員会会長、下川　安。

１４ページの各筆明細のとおり、玉名市長より意見を求められております。

今回の配分は１件で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川　安君）　はい、事務局の説明が終わりました。皆さんから御意見、御質問がありましたらお願いします。

（なしの声）

○議長（下川　安君）　御意見、御質問がなければ、採決に移らせていただきます。

議第４１号農用地利用集積等促進計画（配分）の意見決定１件について、原案どおり意見決定することに異議のない方は、挙手をよろしくお願いいたします。

（全員　挙手）

○議長（下川　安君）　はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第４１号については、原案どおり意見決定いたしました。

－－－－－－－○－－－－－－－

５．報　告

○議長（下川　安君）　次に、報告に移ります。報告議第２０号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第２１号農地の形状変更届について、報告第２２号許可不要転用届についての１３件を事務局より併せて報告いたします。

○事務局長（西山美和君）　１５ページをお願いいたします。

報告第２０号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第１８条第６項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和８年８月５日提出、玉名市農業委員会会長、下川　安。

今回１５ページから１６ページまでの１１件、合計４４，１５３㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、１７ページをお願いいたします。

報告第２１号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和８年８月５日提出、玉名市農業委員会会長、下川　安。

今回１件、合計２，９４５㎡の届出を受理しております。

続きまして、１８ページをお願いいたします。

報告第２２号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和８年８月５日提出、玉名市農業委員会会長、下川　安。

今回１件、計５４㎡の届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長（下川　安君）　はい、ありがとうございました。

－－－－－－－○－－－－－－－

６．閉　会

○議長（下川　安君）　これで本日予定の議案審議と報告が終わりましたので、これをもちまして、令和８年第８回農業委員会総会を閉会させていただきます。

－－－－－－－○－－－－－－－

閉　会　午後２時４５分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和８年８月５日

玉名市農業委員会会長　　下川　安

農　業　委　員　　後藤　雄一

農　業　委　員　　坂本　正敏